

# 日本技能教習所有限会社

長野労働局長登録教習機関 登録番号第79号

登録有効期間満了日 平成31年3月31日

## 玉掛け技能講習実施要項

1 趣 旨 労働安全衛生法第61条第1項・同法施行令第20条16号に規定されている玉掛けの技能講習で、本講習を修了した者には修了証を交付し、玉掛け業務に従事する資格を付与する。

### 2 法令による資格区分

玉掛け作業は、使用するクレーン・移動式クレーン及びデリックのつり上げ荷重（質量）または、揚貨装置の制限荷重（質量）に応じて、法令により次の表のように定められている。

つり上げ荷重又は制限荷重	1トン未満	1トン以上
クレーン 移動式クレーン デリック 揚貨装置	1 玉掛け技能講習 を修了した者 2 玉掛け特別教育 を修了した者	玉掛け技能講習を修了した者

以上のように、玉掛け作業は、玉掛けをする荷の質量ではなく、つり上げるクレーン・移動式クレーン及びデリックのつり上げ荷重によって、また、揚貨装置は制限荷重によって、玉掛けに就くことができる者の資格を定めている。

3 講習開催日 平成30年10月16日（火）～ 10月17日（水）2日間  
開校 AM8時30分

4 講習 場所 日本技能教習所有限会社 実技場 電話 026-214-2809  
(長野市川中島町御厨 2238-1)



の写し、また、本人確認のため自動車免許証の写し・外国籍の方は在留カードの写しを添付して下さい。

- 1 0 受講料等 受講料等の銀行振込をご希望の方は、下記の銀行口座にお振込みをお願い致します。ご連絡を頂ければ請求書をお送りします。

振込先 八十二銀行 飯田支店  
口座番号 普通 5 2 4 0 1 8  
口座名 日本技能教習所有限会社

- 1 1 携 帯 品 学科 筆記用具  
実技 ヘルメット 実技のできる服装 軍手等

- 1 2 その他 ご不明の点が有りましたら下記までご連絡ください。

- 1 3 建設業者に関する助成金 別紙

連絡先 日本技能教習所有限会社

事業部 飯田市馬場町2丁目578-2 山口洋子  
電話 0265-24-0428  
携帯 090-1660-4855

玉 掛 技 能 講 習

受付年月日	平成 年 月 日	受 講 申 込 書	管 理 者	係	
受付番号	第 号	(修了者台帳)			
日本技能教習所有限公司 殿					
下記の通り受講いたしたく、受講料を添えて申し込み致します。		ふりがな			
		氏 名			
平成 年 月 日		生年月日	昭・平 年 月 日生	才	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>写 真 (一枚を貼り付ける) (ほか一枚必要)</p> <p>裏面に写した年月日と氏名を記入</p> </div>					
現住所	〒				
	電話				
勤務先	会社名				
	所在地	電話			
連絡の方法	連 絡 先	電 話	郵便番号		
受講希望日	年 月 日				
で該 か 当 す る 数 字 を 下 さい ○	(1) 移動式クレーン運転士 (2) クレーン運転士 (3) 小型移動式クレーン運転技能講習 (4) 床上操作式クレーン運転技能講習 (5) デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許 (6) 鉦山においてつり上げ荷重が 5 トン以上の移動式クレーン又はクレーンの運転の業務に 1 月以上従事した経験を有する者			該当資格を証する書面の写しを添付	
<b>特 例 受 講 資 格 証 明 書</b>					
玉掛の補助作業の経験者					
(1) クレーン・移動式クレーン・デリック若しくは揚貨装置で吊り上げ荷重若しくは制限荷重が 1 トン以上のものの玉掛の補助作業の業務又は制限荷重が 1 トン未満の揚貨装置の玉掛の業務に 6 ヶ月以上就いた経験を有する者。					
特別教育修了者					
(2) つり上げ荷重が 1 トン未満のクレーン・移動式クレーン・又はデリックの玉掛の業務に 6 ヶ月以上就いた経験を有する者 (特別教育の修了者にあつては修了を証する書面の写し等を添付) 上記の者は ( $\frac{1}{2}$ ) に該当し 年 月より 年 月までの間 6 ヶ月以上業務に従事し経験を有することを証明する 平成 年 月 日					
受講者 <span style="float: right;">㊟</span>					
本人の申出どおり業務に従事した事を証明する。					
事業所名 <span style="float: right;">㊟</span>					
事業主氏名					
建設会社のみ助成金が該当しますので、記入してください					
①雇用保険適用事業所番号		②資本金の総額			
③貴社全体の常用労働者数		④受講者の雇用保険被保険者番号			
下記の欄は当所で記入します					
教習料	教本代	照合印	入所日	平成 年 月 日	
			修了日	平成 年 月 日	
				確認印	

## 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）手続きについて

長野労働局長登録教習機関  
日本技能教習所有限会社

### 記

- 1 助成金の支給となる機関 長野労働局
  
- 2 対象となる建設事業主
  - ① 資本金が3億円以下または、常用労働者が300人以下の事業主
  - ② 雇用保険に加入し料率が1000分の12.0の事業主
  - ③ 雇用する労働者に技能講習を受講させ、その期間賃金を支払っていること。
  - ④ 受講者が雇用保険の被保険者であること。
  
- 3 支給内容
  - 経費助成
    - ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主  
支給対象費用の3/4
    - ② 雇用保険被保険者数21以上の中小建設事業主
      - 35歳未満 支給対象費用の 7/10
      - 35歳以上 支給対象費用の 9/20
  
  - 賃金助成
    - ① 20人以下の中小建設事業主 1日当たり日額 7,600円
    - ② 21人以上の中小建設事業主 1日当たり日額 6,650円  
受講日数を乗じた額

### 手続き方法

講習前3ヶ月から1週間前までに長野労働局に計画届の届出が必要ですので、早めに申込みをお願いします。受講申込書の下段に助成金に関する項目がありますので、記入して提出して下さい。

- ① 講習の申し出を頂いてから計画届の用紙をお送りします。
  - ② 計画届の添付書類は 委託契約書の写し等になります。
- 
- 2 講習前に事業主と当教習所との間で
    - ① 技能実習委託契約書の締結 2通  
相互契約ですので、2部提出いただき1部は貴社控えでお返しします。
    - ② 受講料請求書の送付

③ 請求書により銀行振込依頼

助成金請求の時点で、受講料振込み通知書の写しか、現金納入の場合は支払った日の現金出納簿の写しが必要になります。振込み手数料は、ご負担いただきますが、振込みの方が簡単だとおもいます。

2 助成金請求書について

講習が終了後 用紙を送りします。2ヶ月以内に提出いただきますが、添付書類については、その時に解るようにしてお送りします。書類を揃えて提出いただければ、当方で一括手続きをいたします。

建設業でも雇用保険料率 1000/1 2.0 の事業主しか対象になりませんので、ご確認ください。